

## 農福連携啓発物品貸出要綱

制定 令和7年8月13日 み農第506号（局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、農福連携啓発物品（以下「啓発物品」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 「農福連携」とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現していく取組である。

2 この要綱における啓発物品は、別紙に定めるものとする。

### （貸出目的）

第3条 啓発物品は、横浜市における農福連携を広く内外に発信するために貸し出すものとする。

### （貸出期間）

第4条 貸出期間は、原則として、啓発物品を使用する各種イベント等の開催期間及びその前後とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、横浜市長（以下「市長」という。）が必要と認めたときは、この限りでない。

2 定期的な開催を行う取組（※）や常設の直売所などで使用する場合は、配付したものとして返却の必要はない。

※定期的な開催とは、概ね月1回又は年12回以上開催する取組とする。ただし、やむを得ず開催を中止する場合はこの限りではない。

### （啓発物品の貸出対象者）

第5条 啓発物品は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第3条の貸出目的に基づく利用をする者は、何人も使用することができる。

- (1) 横浜市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を横浜市が支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 啓発物品を営利目的に販売するとき又はそのおそれのあるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が第3条に定める貸出目的に鑑みて不適当であると市長が認めるとき。

### （貸出申請）

第6条 啓発物品の貸出しを申請する場合は使用を開始する2週間前を目安に「横浜市電子申請・届出システム」又は「農福連携啓発物品貸出申請書」（第1号様式）により、市長に貸出申請を行い、事前に承認を受けなければならない。

ただし、本市他区局が啓発物品の貸出を申請する場合は、農政推進課への事前連絡をもつ

て貸出承認に変えるものとする。

(貸出承認)

第7条 市長は前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適當と認める場合は、「農福連携啓発物品貸出承認通知書」(第2号様式)により、申請者に通知する。ただし、市長は貸出承認に際し、必要な条件を付すことができる。

2 物品の貸出及び返却は、原則として貸出対象者が来庁により行うものとする。

(貸出不承認)

第8条 市長は前条の審査において、適當と認めない場合は、貸出を承認しないものとし、「農福連携啓発物品貸出不承認通知書」(第3号様式)により、申請者に通知する。

(承認の取消)

第9条 物品の貸出にあたり、次の各号に該当するときは、貸出を行わないこととする。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明した場合
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用承認を受けた場合
- (3) 正當な理由がなく、申請と異なる内容で使用した場合
- (4) その他、市長が不適當と認めたとき

2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、使用者に対し、「農福連携啓発物品貸出承認取消通知書」(第4号様式)をもって通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する貸出承認の取消により貸出対象者に生じた損害については一切の責任を負わない。

(賠償責任)

第10条 貸出対象者は、使用期間中、善良な管理のもとにこれを使用しなければならない。

2 貸出対象者は、貸出を受けた物品を故意に損傷または滅失したときは貸出対象者の負担において修理し、またはその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

(免責)

第11条 市長は、物品の誤った使用方法により生じた事故又は貸出中における物品の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(使用上の遵守事項)

第12条 啓発物品を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 貸出物品を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 農福連携のイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) その他、市長が必要と認めるもの。

(使用料)

第13条 啓発物品の使用については、無償とする。

(経費等の負担)

第14条 市長は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用に関わる経費又は役務を負担しない。

(権利)

第15条 啓発物品に関する一切の権利は、横浜市に帰属する。

(管理)

第16条 啓発物品の使用管理及びこの要綱に関する事務等については、みどり環境局農政推進課が所管する。

(情報の公開)

第17条 横浜市は、広く利用促進を図る視点から啓発物品の貸出承認の状況等について公開することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、啓発物品の使用に関し必要な事項は、別にみどり環境局農政推進課が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は令和7年8月13日から施行する。

別紙（第2条第2項）  
農福連携啓発物品のデザイン

○幟旗（横：600mm、縦：1800mm）



○横断幕（横：1800mm、縦：400mm）



第1号様式（要綱第6条第1項）

年 月 日

農福連携啓発物品貸出申請書

横浜市長

申請者 住所（所在地）  
氏名（名称及び代表者名）

農福連携啓発物品の貸出を下記のとおり申請します。

使用にあたっては「農福連携啓発物品貸出要綱」に定める内容を遵守します。

使用物品	該当する使用物品にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 横断幕（枚数： 枚） <input type="checkbox"/> 幟旗（枚数： 枚） ※それぞれ最大5枚まで
使用目的	
貸出期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ※最長7日間まで
使用場所	
広報等への掲載について※1	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
連絡先	ふりがな (担当者) (電話番号) (メールアドレス)

※1 ご同意いただけれる場合は、必要に応じて広報等への掲載など、ご協力をお願いします。

第2号様式（要綱第7条第1項）

(文書記号) 第 号  
年 月 日

農福連携啓発物品貸出承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました農福連携啓発物品貸出申請については、  
次のとおり承認することに決定しましたので通知します。

貸出物品	<input type="checkbox"/> 横断幕（枚数： 枚） <input type="checkbox"/> 幟旗（枚数： 枚）
貸出目的	
貸出期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
使用場所	
特記事項	貸出物品返却時に、来場者数等の実績報告をすること。

注意事項

- (1) 貸出承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 使用にあたっては、農福連携啓発物品貸出要綱を遵守すること。
- (3) 申請書及び本通知書に記載した内容に変更が生じたときは、再度申請を行うものとする。ただし、イベントの延期等、やむを得ない事情による変更の場合は、横浜市に相談し、再申請の可否について確認すること。

第3号様式（要綱第8条第1項）

(文書記号) 第 号  
年 月 日

## 農福連携啓発物品貸出不承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました農福連携啓発物品貸出申請については、  
下記の事由により不承認することに決定しましたので通知します。

貸出不承認の事由

特記事項

第4号様式（要綱第9条第2項）

(文書記号) 第 号  
年 月 日

## 農福連携啓発物品貸出承認取消通知書

様

横浜市長

年 月 日に(文書記号)第 号で決定を受けました農福連携啓発物品の貸出承認を下記の事由により、取り消すことを通知します。

貸出承認の取消事由

特記事項